平成 31 年(2019)度 JEES・学研災グローバル人材育成奨学金 (公益財団法人日本国際教育支援協会冠奨学金事業)

募集要項

1.応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 海外の高等教育機関へ 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内の留学を計画し、原則として本奨学金の受給決定以降、2019 年度中に留学を開始する予定の者。
- (2) 海外留学開始時に、埼玉大学に正規生として在籍する日本人学生。
- (3) 経済・商学・社会科学系の学部で、将来損害保険業界へ就職を希望する者を優先。
- (4) 本奨学金の受給期間中、海外留学支援を目的とする他の奨学金を受けない者 [貸与型奨学金、学費免除及び一時金は除く。]
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (6) 経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 授業等に適応することができる外国語能力を有する者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

2.採用人数

2 名程度(学内推薦1名)

3.支給内容

- (1) 月額奨学金 100,000円
- (2) 航空費 国内の主要空港から留学先主要都市までの往復航空費(申請額を調整することがある。)

4.支給期間

原則、留学先での授業などの開始月から修了月までの期間に対し月単位で給付。なお、 留学先への渡航及び帰国にかかる期間や、渡航後授業等が始まるまでの準備期間は給付 期間に含まれない。また、留学期間中の就学日数によって、給付月数を調整することが ある。

5. 応募方法

応募者は、下記書類を揃えて埼玉大学国際室に提出する。学内選考通過者について、大学より日本国際教育支援協会へ推薦するものとし、応募者が直接協会へ応募することは認められない。

- (1) 願書(様式1)
- (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、 裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)
- (3) 個別成績表
- (4) 成績及び家計状況調査書(様式2)
- (5) 所得を証明する書類(平成29年度の源泉徴収票、課税証明書等)
- (6) 留学先教育機関の入学許可等などの写し ※許可済みの場合のみ。

6.提出期限

締切日:2019年3月11日(月)12時(正午) ※締切厳守

提出先:埼玉大学 国際室

7.選考の流れ

(1) 学内応募締切 (2019年3月11日12時)

- (2) 学内選考(2019年3月中旬)
- (3) 学内選考結果発表 (2019年3月22日までに発表)
- (4) 日本国際教育支援協会へ推薦(2019年3月下旬)
- (5) 日本国際教育支援協会による選考
- (6) 最終結果通知(2019年5月上旬頃)

8.受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、留学先が発行する学業 成績証明書(又はそれに準じるもの)と共に、本奨学金受給終了後、所定の様式に より、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本 協会に報告しなければならない。
- (4) 受給者は、本協会または寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは海 外留学終了後の交流会・インターンシップ等に参加しなければならない。
- (5) 受給者は留学開始前に大学を通じて「学研災付帯海外保険」に加入しなければならない。

9.奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が留学先を長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 留学先を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は修了する。

10.その他注意事項

- (1) 受給者は原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、9.に上げる事項に 該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨 学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給決定前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速 やかにその旨通知しなければならない。また、<u>本奨学金受給生として採用された場</u> 合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

≪問い合わせ先≫

埼玉大学 国際室

E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp